

Rotary International 2018-19 会長 バリー・ラシン [バハマ]	国際ロータリー第2670地区 ガバナー 桑原 征一 [新居浜RC]
テーマ ROTARY : BE THE INSPIRATION インスピレーションになろう	丸亀東ロータリークラブ <第44年度> 会長 稲毛 謙二 幹事 氏家 正俊

平成30年10月9日 (火)

2018~2019年度 第44年度 第13回 通算第2100回例会

【プログラム】♥ 職場例会(職業奉仕委員会) 入江英樹委員長

【高松地方・家庭裁判所丸亀支部】

12:00~12:30 丸亀市民ひろばに集合 → 昼食(弁当) → 移動
12:45~ 高松地方・家庭裁判所丸亀支部の案内・見学等



市民ひろばにて、お弁当を食べて
[高松地方・家庭裁判所丸亀支部]
まで徒歩にて移動して、職場例会
(見学)を行ないました。



法廷で使われる裁判用語

裁判全般	主尋問・ 反対尋問 請求尋問	証人を申請した側が最初に行う尋問が主尋問。その後相手方が行う尋問が反対尋問。 尋問する人が期待する答えがすでに問いの中に隠されているような尋問
民事裁判	訴状・答弁書 準備書面 争点・証拠の整理、集中証拠調べ	原告が訴えを提起するために裁判所に提出した書面が訴状。訴状に対する被告の答えを書いた書面が答弁書。自分の言い分を書いた書面が準備書面。 争いのポイントや証拠を整理し、確定するのが争点・証拠の整理。証人等の尋問を集中的に行うのが集中証拠調べ
刑事裁判	甲尋証・乙尋証 公訴事実 甲尋証・乙尋証 同意・不同意 論告求刑・弁論 情状	弁論の中で、相手方の主張する事実を争うかどうか答えること。争わない場合は「認める」「争う争点は(否認する)または「不知(知らない)」と述べます(争われた事実については、証拠によって証明しなければなりません)。) 原告が提出した書証(証拠書類)が甲尋証。被告が提出した書証が乙尋証。 起訴状に書かれている犯罪の内容(これを検察官が立証しなければなりません)。) 検察官が請求する証拠のうち、自警者や被害者の供述調書等が甲尋証。被告人自身の供述調書等が乙尋証。 相手方が提出した書証を取り調べることを認める場合は「同意」。反対する場合は「不同意」と述べます(書証は、原則として、相手方の同意がなければ証拠とすることができません)。) 証拠調べが終わった後に、検察官が事実や法律の適用などについて述べる最終意見が論告(刑についての意見が求刑)。弁護人の最終意見陳述が弁論(最終弁論)。) 犯行の動機や被害弁償の意向などを決める上で参考となる事実

裁判所の種類

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5つの種類があります。
第一審の裁判に納得できないときは、上級の裁判所に不服を申し立てること(控訴等)ができます。その裁判に憲法の違反があるときなどには、更に上級の裁判所に不服を申し立てること(上告等)ができます。



私の視点、私の感想、私の言葉で参加します。
裁判員制度
詳しくは裁判員制度ウェブサイト
<http://www.sakuram.com/the-qp/>
(最高裁判所事務総局)

イラスト以外の転載は自由です。
この印刷物は再生紙を使用しています。
平成29年10月発行

法廷

GUIDE
ガイド

裁判を傍聴する方々のために

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

Q. 裁判を傍聴したいのですが、事前申込みなどの手続が必要でしょうか？

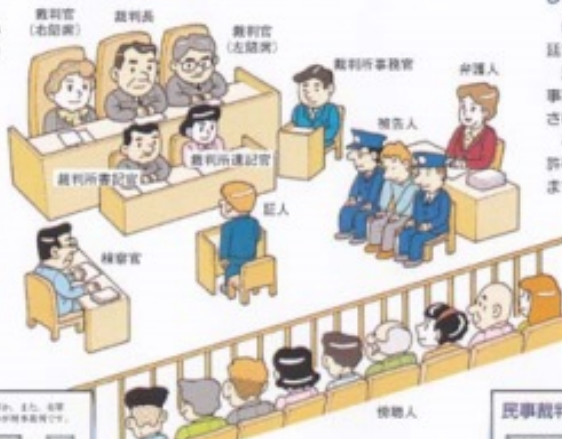
裁判を傍聴するのに事前申込みなどの特別な手続は必要ありません。

公開の法廷で行われる裁判は、原則として、だれでも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただけます。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷の入口には、裁判の予定表（開廷表）が掲示されていますので、参考にしてください。

一法廷の様子一

1人の裁判官が裁判する場合を1人制、複数の裁判官が出席して裁判する場合を合議制といいます。



Q. 裁判を傍聴するときに、何か注意することはありますか？

裁判の妨げになると困りますので、法廷ではお静かにお願いします。法廷の入口付近に傍聴についての注意事項が掲示されていますので、ご確認ください。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできませんので、ご注意ください。

※ 裁判手続の詳細な説明は、裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）をご覧ください。各地の裁判所のウェブサイトにも、裁判官裁判の開催情報も掲載しています。

刑事裁判 罪を犯した罪人に対して検察官から起訴された後、検察官から起訴された被告人が裁判官の判断により有罪か無罪かを争う手続。

官制手続	選任手続	争議手続	判決の宣告
検察官	検察官	検察官	裁判官
被告人	被告人	被告人	被告人
被害者	被害者	被害者	被害者
証人	証人	証人	証人
陪審員	陪審員	陪審員	陪審員

※ 上の図は刑事合議法廷の例です。裁判官裁判では、裁判官と裁判官の席として裁判官の席の左右に並んで座ります。また、民事裁判では、検察官の席に被告の席が、弁護士の席に被告の席が設けられます。なお、法廷内の配置は裁判所によって異なります。

法廷での手続の流れ



わが国の裁判所制度

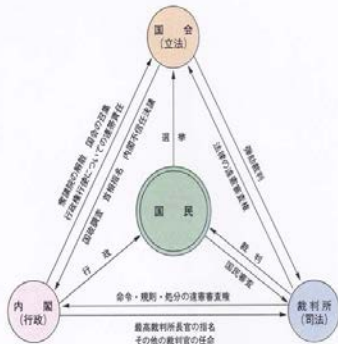
■日本国憲法の制定

日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布され、翌22年5月3日から施行されました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重と国民主権の原則のもとに、三権分立制度が確立され、裁判所は、国会や内閣から完全に独立した司法権の主体となりました。さらに、裁判所には、法律等が憲法に違反しているかどうかを判断する違憲審査権が与えられました。

■三権分立

三権分立制度とは、国の立法権、行政権、司法権をそれぞれ独立した機関に分け与えることによって、一つの機関に権力が集中して、濫用されるおそれをなくするための仕組みのことです。



■三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所が地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいけないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

■裁判所の種類



いろいろな裁判

■民事裁判・民事調停

貸したお金を返してくれないなど私たちの日常生活に起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。

民事裁判は訴えの提起により開始します。訴えた方を原告、訴えられた方を被告といい、代理人を選任することができます。裁判官が、法廷で、双方の言い分を確かめ、証拠を調べた上で、法律に照らし判決を言い渡すほか、双方が合意して和解することもあります。

また、お互いに譲り合って円満解決するために裁判官と調停委員のあついで、話し合いによる争いの解決を図る「民事調停」という非公開の手続もあります。



1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所事務官 4 原告代理人 5 被告代理人



ラウンドテーブル法廷

民事裁判では、裁判官と当事者が円形のテーブルを囲んで着席することのできる「ラウンドテーブル法廷」も利用することができます。裁判官も当事者も、お互いにリラックスした雰囲気でお話することができます。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

また、簡易裁判所では、60万円以下のお金の支払を求める少額訴訟という手続があります。これは、当事者にとってなるべく少ない負担で早く簡易にトラブルを解決することを目的とした手続で、原則として、1回の期日で審理を終え、すぐに判決を言い渡すこととされています。この手続では、よくラウンドテーブル法廷が使用されています。

行政訴訟

民事裁判の一種に、行政訴訟があります。行政訴訟は、国や地方公共団体などの行政機関が法律に違反することを、国民の権利を損なった場合などに、その誤りを正すための裁判手続です。



刑事裁判

例えば、どこかの家に泥棒が入り、お金や物を盗んで家の人にけがをさせたとしましょう。警察官は、こうした犯罪を捜査し、ある人を犯人だと判断すると、検察官に報告します。検察官は、さらに捜査し、処罰を求める必要があるということになれば、その人を裁判所に起訴します (公訴の提起)。

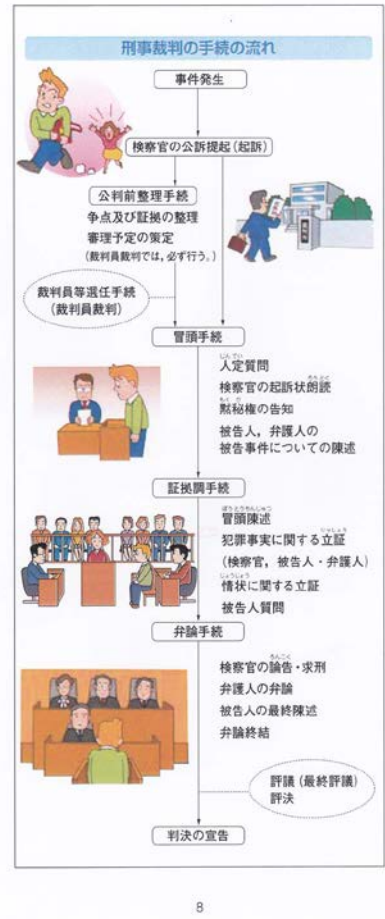
裁判所では、検察官と起訴された人 (被告人) やこれを弁護する弁護人の言い分をよく確かめ、それぞれの側から出された証拠を調べ、被告人が本当に犯人であるかどうかを判断します。犯人ではないと判断した場合、あるいは、犯人であるとの確信を持っていない場合、被告人に無罪の判決を言い渡しますが、犯人に間違いないということになれば、被告人に有罪の判決をし、刑を言い渡します。

なお、平成20年12月1日から被害者参加制度が始まりました。

被害者参加制度とは、殺人や性犯罪などの被害者やその遺族等が、裁判所の許可を得て、公判期日に出席したり、自ら被告人に質問したりして刑事裁判に参加する制度です。



1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所書記官 4 裁判所事務官
5 検察官 6 弁護人 7 被告人



裁判員制度

平成21年5月21日に裁判員制度がスタートしました。裁判員制度は、国民のみなさんに地方裁判所の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員の選ばれ方

20歳以上で選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、名簿記載通知とともに、1年を通じて裁判員にならない事情などを尋ねるための調査票が送られます。

事件ごとに、名簿の中からさらにくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、「選任手続期日のお知らせ」とともに、辞退希望等の有無などを確認するための質問票が送られます。

裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をするおそれがないかどうか、辞退希望の理由などについて質問されます。

辞退などが認められなかった方の中から最終的にくじにより裁判員が選ばれます。



裁判員裁判の様子

裁判員がすること

公判に立ち会う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官と一緒に話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決宣告に立ち会う

裁判長が判決を言い渡す際に立ち会います。



評決の様子 (広報用映画「裁判員」より)

裁判員裁判の対象となる事件

代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

- 人を殺した場合 (殺人)
- 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合 (強盗致死傷)
- 人に暴力をふるうなどしてけがをさせ、その結果死亡させてしまった場合 (傷害致死)
- ひどく酒に酔った状態で、自動車運転して人をひき、死亡させてしまった場合 (危険運転致死)
- 人の住む家に放火した場合 (現住建造物等放火)
- 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合 (身の代金目的誘拐)
- 親が子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合 (保護責任者遺棄致死)
- 財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した場合 (覚せい剤取締法違反)

Q. 裁判を傍聴するにはどうすればよいの？

A. 公開の法廷で行われる裁判は、原則として、誰でも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただけます。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では、傍聴券が必要な場合があります。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっていますので、ご注意ください。

もっと詳しく知りたい方は

裁判所について、より詳しく知っていただくためにウェブサイトを設置しています。裁判所ウェブサイトでは、裁判所の組織や手続の紹介といった一般的な事項から最高裁判所や各地の裁判所の裁判例情報、司法統計などの専門的なもの、裁判員裁判の関与情報や裁判所職員の採用試験に関する情報まで、幅広い情報を提供していますので、アクセスしてみてください。

- ◆裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>
- ◆裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>
- ◆知的財産高等裁判所ウェブサイト <http://www.ip.courts.go.jp/>



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

【来訪ロータリアン】 (5名) [10月9日(火)オークラホテル丸亀にてご記帳された方々です]

- ◎ 岡田 和幸 氏 (高松西 RC)
- ◎ 辻村 啓一 氏 (善通寺 RC)
- ◎ 前田 隆史 氏 (善通寺 RC)
- ◎ 山内 孝茂 氏 (丸 亀 RC)
- ◎ 吉田 正人 氏 (丸 亀 RC)

【メイクアップ】 (なし)

【出席報告】 第2100回例会 <10月9日(火)職場例会現在>

会員総数	出席免除会員数	出席計算会員数	出席会員数	欠席会員数	出席率
40名	3名	37名	21名	16名	56.76%

第2098回例会 <9月26日(水)合同観月例会分>

会員総数	出席免除会員数	出席計算会員数	出席会員数	欠席会員数	出席率
38名	3名	35名	19名	16名	54.29%

【10月16日(火)の例会】 客 話 (米山記念奨学生) 秋山佳弘委員長

[ナント・マリナ・ズイン・ニエー・エー様]

ミャンマー出身・香川大学 医学部 看護学科

*カウンセラー:善通寺RC 橋本一仁 様

【10月23日(火)の例会】 創立44周年記念夜間例会 & 新入会員歓迎会

【食楽遊房 吉風 丸亀店 午後7時~】

【10月30日(火)の例会】 地区大会報告(会長・幹事)

四つのテスト	1. 真実かどうか	3. 好意と友情を深めるか
言行はこれに照らしてから	2. みんなに公平か	4. みんなのためになるかどうか
<p><ロータリーの目的> ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。</p> <p>第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。</p> <p>第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。</p> <p>第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。</p> <p>第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。</p> <p>付記：「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI 理事会の意見が一致している。</p>		
MARUGAME EAST ROTARY CLUB	例会場	オークラホテル丸亀 ☎23-2222 〒763-0011 丸亀市富士見町3-3-50

事務所 オークラホテル丸亀430号室
例会日 毎週火曜日 PM12:30~PM1:30

TEL : 0877-21-6611 FAX : 0877-21-6655
URL : <http://www.marugame-east-rc.com>
E-Mail : merc@soleil.ocn.ne.jp